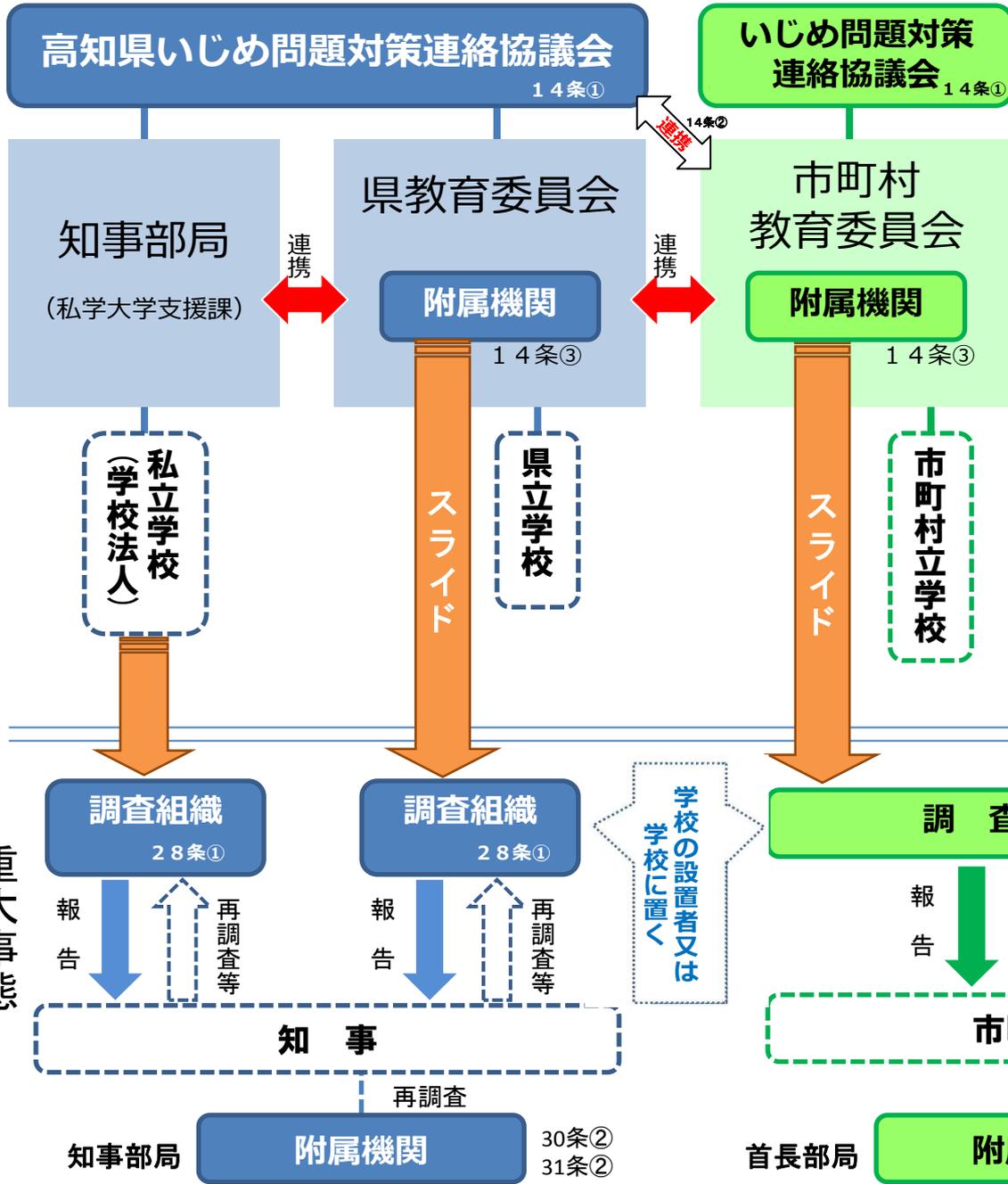


# 組織の設置イメージ (案)

# 各組織の構成員や役割

資料2



【高知県いじめ問題対策連絡協議会】

構成員…知事部局（文化・地域福祉等）、県教委、地教委、私学団体、警察本部（生活安全部）、法務局、弁護士会、PTA等

役割…いじめ防止に向けた総合的な施策を、県民挙げて推進するための「県全体のプラットフォーム」として、以下のような役割を担う。

- (1) 各機関の取組等の情報共有と連携した施策の実施
- (2) 各機関の取組状況の把握、評価、見直し（PDCAの場合）
- (3) いじめ防止に向けた施策の実施状況等の取りまとめと公表
- (4) 関連する県の主要施策との連携調整
- (5) その他、いじめ防止対策の総合的な推進のために必要な事項

【県教育委員会に置く附属機関】

構成員…専門的な知識及び経験を有する第三者等を含む

役割…県立学校におけるいじめ対策の実効ある推進を図る。なお、県立学校において重大事態が発生した場合は、この組織を調査組織とする。

【緊急学校支援チーム】

構成員…心理や福祉の専門家、弁護士、教員経験者、警察経験者等

役割…県内すべての公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、深刻ないじめ問題等、児童生徒の生命にかかわるような重大かつ緊急な事件・事故等が発生し、学校が対応に苦慮することが予想される事案、又は、対応に苦慮している事案に対して、学校へ緊急に派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から学校支援を行う。

重大事態

学校の設置者又は学校に置く